

令和8年第3回
教育委員会定例会
会議録

令和8年3月25日

学校教育部 教育総務課

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和8年第3回教育委員会定例会	
開催日時	令和8年3月25日（水） 開会時刻午後2時00分 閉会時刻午後3時12分	
開催場所	朝霞市役所 第1委員会室	
出席者の職・氏名	別紙のとおり	
欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	別紙のとおり	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者全員による確認	
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項	一部非公開	

令和8年3月25日(水)
午後2時00分から
午後3時12分まで
朝霞市役所第1委員会室

- 1 開 会 宣 言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会議録の承認・訂正
- 4 教育長月間行事の承認
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 議 案 の 審 議
- 7 そ の 他
- 8 閉 会 宣 言

出席者

教 育 委 員 会 教 育 長
教育委員会教育長職務代理者
教 育 委 員 会 委 員
教 育 委 員 会 委 員
教 育 委 員 会 委 員

二 見 隆 久
平 木 倫 子
高 橋 松 久
森 島 史 枝
上 野 正 道

説明のための出席者

学 校 教 育 部 長
学校教育部次長兼教育総務課長
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長
教 育 管 理 課 長
教 育 指 導 課 長 補 佐
学 校 給 食 課 長
文 化 財 課 長
中 央 公 民 館 長
図 書 館 長
教 育 指 導 課 指 導 主 事
教 育 指 導 課 指 導 主 事

福 士 昌 三
関 口 豊 樹
堀 川 政 昭
横 瀬 修 克
蛭 原 康 平
星 加 敏 昭
藤 原 真 吾
大 瀧 一 彦
増 田 潔
親 松 慶
深 谷 俊 輔

事務局

教育総務課主幹兼課長補佐
教育総務課教育総務係長

河 本 幸 雄
佐 藤 卓

教育総務課教育総務係主任

馬見塚 由子

欠席者

生涯学習部長

奥山 雄三郎

教育指導課長

手島 牧子

(会議議題)

◎ 教育長報告事項

- ①専決処理について（朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて）
- ②いじめに関する調査結果について
- ③令和7年度朝霞市就学支援委員会に関する答申について
- ④第26回朝霞市吹奏楽・器楽フェスティバルについて
- ⑤令和7年度第48回朝霞市小・中・高等学校書きぞめ展覧会について
- ⑥令和7年度なかよし発表会、なかよし作品展について
- ⑦市民スポーツ教室「ボッチャ」について
- ⑧朝霞市・越生町交流事業 梅香るおごせハイキング大会について
- ⑨令和7年度第2回朝霞市スポーツ推進審議会について
- ⑩令和7年度生涯学習体験教室について
- ⑪令和7年度第2回朝霞市文化財保護審議委員会議について
- ⑫令和7年度第2回朝霞市博物館協議会について
- ⑬令和7年度第2回朝霞市公民館運営審議会について
- ⑭令和7年度第4回朝霞市立図書館協議会について

◎ 提出議案

- 議案第22号 朝霞市教育委員会職員の人事について
- 議案第23号 朝霞市教育委員会表彰の被表彰者を修正することについて
- 議案第24号 学校運営協議会委員の解任及び任命について
- 議案第25号 朝霞市小、中学校事務の共同実施に係る代表者等の指名について
- 議案第26号 朝霞市学校運営協議会規則の一部を改正する規則
- 議案第27号 朝霞市立小、中学校職員服務規程の一部を改正する規則
- 議案第28号 令和8年度朝霞市教育委員会重点施策について
- 議案第29号 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本的な指針について
- 議案第30号 朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則
- 議案第31号 第4次朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動推進計画の決定について

(資料一覧)

令和8年第3回教育委員会定例会日程

教育長月間行事（2月実績、4月予定）
専決処理について（朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて）
いじめに関する調査結果について
令和7年度朝霞市就学支援委員会に関する答申について
第26回朝霞市吹奏楽・器楽フェスティバルについて
令和7年度第48回朝霞市小・中・高等学校書きぞめ展覧会について
令和7年度なかよし発表会、なかよし作品展について
市民スポーツ教室「ポッチャ」について
朝霞市・越生町交流事業 梅香るおごせハイキング大会について
令和7年度第2回朝霞市スポーツ推進審議会について
令和7年度生涯学習体験教室について
令和7年度第2回朝霞市文化財保護審議委員会議について
令和7年度第2回朝霞市博物館協議会について
令和7年度第2回朝霞市公民館運営審議会について
令和7年度第4回朝霞市立図書館協議会について
朝霞市教育委員会職員の人事について
朝霞市教育委員会表彰の被表彰者を修正することについて
学校運営協議会委員の解任及び任命について
朝霞市小、中学校事務の共同実施に係る代表者等の指名について
朝霞市学校運営協議会規則の一部を改正する規則
朝霞市立小、中学校職員服務規程の一部を改正する規則
令和8年度朝霞市教育委員会重点施策について
朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本的な指針について
朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則
第4次朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動推進計画の決定について
朝霞市民スポーツ大会について
部活動改革と地域スポーツ・文化芸術環境の整備
主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会宣言

○二見教育長

ただいまから令和8年第3回朝霞市教育委員会定例会を開きます。

◎2 会議録署名委員の指名

○二見教育長

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日開催の会議における会議録の署名につきましては、平木職務代理者をお願いしたいと存じます。

◎3 会議録の承認・訂正

○二見教育長

次に、会議録の承認でございます。

令和8年第2回教育委員会定例会及び令和8年第1回教育委員会臨時会の会議録について、追加、訂正等があればお申し出いただきたいと思っております。

追加、訂正がなければ、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

異議がございませんので、原案のとおり承認することといたします。

次に、本日の議事でございますが、教育長報告事項が14件、提出議案が10件、その他が1件でございます。

なお、本日の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項に該当するものはございませんでした。

さて、ここで議事を非公開とすることについて発議させていただきます。教育長報告事項の1点目「専決処理について（朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて）」並びに議案第22号「朝霞市教育委員会職員の人事について」、議案第24号「朝霞市学校運営協議会委員の解任及び任命について」、議案第25号「朝霞市小、中学校事務の共同実施に係る代表者等の指名について」につきましては、人事に関する案件であることから、また、教育長報告事項の2点目「いじめに関する調査結果について」につきましては、児童生徒の個人情報保護の観点から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、会議を非公開とすることを御提案します。なお、会議を非公開にするには、非公開の発議を出席者の3分の2以上の多数で議決した場合でございます。これより、採決いたします。

教育長報告事項1点目から2点目、並びに議案第22号、議案第24号及び25号につきまして、議事を非公開とすることに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。よって、教育長報告事項1点目から2点目、並びに議案第22号、議案第24号及び25号につきましては、議事の最後に非公開で行うことに決めます。

◎4 教育長月間行事の承認

○二見教育長

次に、教育長月間行事の承認に入ります。

令和8年2月の教育長月間行事実績及び令和8年4月の教育長月間行事予定につきましては、配付資料のとおりとなります。

これらの行事につきまして、御異議ございませんか。

異議がございませんので、教育長月間行事を資料のとおり承認することにいたします。

◎5 教育長の報告

○二見教育長

次に、教育長の報告に入ります。事前に配付しております、教育長報告事項のうち、7点目から14点目につきましては、担当からの説明を省略します。

3点目から6点目の説明後に、質疑応答に入ることといたします。

それでは、教育長報告事項3点目につきまして、説明をお願いします。

教育指導課長補佐。

○説明員・蛭原教育指導課長補佐

教育長報告事項3点目、令和7年度 就学支援委員会に関する報告書につきまして、教育指導課から御報告いたします。

2月26日の木曜日に、朝霞市就学支援委員会より答申がございました。7回の就学相談を踏まえ、就学支援委員会を7回実施し、子どもの実態に即した就学先や、教育形態を判断してまいりました。

1ページを御覧ください。

令和7年度の就学相談申込者は一覧表のとおり173件で、昨年度より38件の増加でございました。内訳は、新就学児136件、新中学1年生15件、教育形態の変更22件でございます。

以上が、今年度就学支援委員会の判断と、就学先に関する概要です。

なお、今後、転居等に伴い転学となる児童生徒につきましては、当該市町村の教育委員会と情報共有を図りながら、就学支援委員会委員長と協議の上、就学について支援していく予定です。

2ページ、3ページは、就学相談の流れでございます。今後も、児童生徒一人一人の心身の障害の状態や、発達段階、特性等に応じて、適切な教育環境を整え、適切な時期に適切な支援や指導を行い、一人一人の可能性を最大限に伸ばしていくことができるよう、就学相談の充実を図っ

てまいります。以上でございます。

○二見教育長

続いて、教育長報告事項4点目につきまして、説明をお願いします。

教育指導課長補佐。

○説明員・蛭原教育指導課長補佐

教育長報告事項の4点目「第26回朝霞市吹奏楽・器楽フェスティバル」について御報告申し上げます。

令和8年2月1日（日）、ゆめばれす大ホールにおいて、第26回朝霞市吹奏楽・器楽フェスティバルを開催いたしました。

今年度の出演団体につきましては、市内の中学校・高等学校及び大学・社会人による吹奏楽団体など、合計11団体の出演依頼がありました。当日は、インフルエンザによる学年閉鎖の影響で朝霞第四中学校が出演を辞退いたしましたが、その他の団体は工夫された素晴らしい演奏を披露されました。

また、フェスティバルの最後には、6団体（当日は、朝霞第四中学校に加え、朝霞第二中学校もインフルエンザ蔓延防止の観点から参加を見送り）による合同演奏も実施しました。総勢206名を超える大迫力の演奏に、出演団体や市民の方々から喜びの声をいただき、大盛況のうちに終了することができました。以上でございます。

○二見教育長

続いて、教育長報告事項5点目につきまして、説明をお願いします。

教育指導課長補佐。

○説明員・蛭原教育指導課長補佐

教育長報告事項5点目、令和7年度第48回朝霞市小・中・高等学校書きぞめ展覧会について、教育指導課から御報告申し上げます。

2月7日土曜日、8日日曜日の2日間、朝霞市産業文化センター1階展示ギャラリーにおきまして、朝霞市小・中・高等学校書きぞめ展覧会を開催いたしました。

出品点数、来場者数については、別紙のとおりでございます。

展示作品には、小・中学校の県展に出品された33点が含まれますが、そのうち県の特選賞に入った作品は10点ございました。

全体として見ますと、練習時間等限られた中で、各学校の児童生徒の努力の成果が作品を通して伝わってきました。今回の展覧会を通じて、伝統文化への関心を高めるとともに、児童・生徒の書道技術の向上に寄与することができたと感じております。今後も、書きぞめ展覧会をはじめとし、市の文化・芸術の振興に力を入れてまいりたいと考えております。以上でございます。

○二見教育長

続いて、教育長報告事項6点目につきまして、説明をお願いします。

教育指導課長補佐。

○説明員・蛭原教育指導課長補佐

教育長報告事項、6点目、令和7年度なかよし発表会、なかよし作品展について、教育指導課より報告申し上げます。

今年度のなかよし発表会につきましては、2月13日金曜日、朝霞市民会館（ゆめぱれす）において実施されました。各校が工夫しながら準備を行い、児童生徒の日頃の取組や学習の成果を発表することができました。どの学校の発表においても児童生徒の成長の様子が見られ、会場は、保護者をはじめ多くの参観者からの大きな拍手に包まれていました。

なかよし作品展につきましては、2月21日と22日に、産業文化センター1階ギャラリーで開催いたしました。来場者数は昨年度よりも100人以上増加し、735人の方々が来場してくださいました。児童生徒が心を込めて作成した作品が多数展示され、こちらも大変好評でした。以上でございます。

○二見教育長

教育長報告事項についての説明が終了となりました。それでは、非公開とされた、1点目及び2点目以外の報告事項について、御質問をお受けします。

○二見教育長

よろしいですか。御質問ございますか。

それではほかに御質問がないようですので、これで教育長の報告を終わります。

◎6 議案の審議 議案第23号 朝霞市教育委員会表彰の被表彰者を修正することについて

○二見教育長

次に、議案の審議に入ります。

議案第23号「朝霞市教育委員会表彰の被表彰者を修正することについて」を議題とします。

提案理由の説明をお願いします。

学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

議案第23号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、朝霞市教育委員会表彰の被表彰者の修正に関するものでございます。

朝霞市教育委員会では、本市の教育、学術及び文化の振興発展に貢献した個人又は団体を表彰しております。

児童生徒で学業等各種大会において優秀な成績を収めた個人として1件を被表彰候補者として追加させていただきました。

よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、議案第23号「朝霞市教育委員会表彰の被表彰者を修正することについて」につきまして質疑をお願いします。

よろしいでしょうか。質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第23号を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎6 議案の審議 議案第26号 朝霞市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

○二見教育長

次に、議案第26号 朝霞市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を議題といたします。
提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

議案第26号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、朝霞市学校運営協議会規則の一部を改正するものでございます。

改正内容は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、各学校長が当該校の学校運営協議会の承認を得ることとされている学校運営の基本的方針について、改正後の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の趣旨を踏まえるとともに、学校における安全確保の重要性に鑑み、「業務量管理及び健康確保措置の実施に関すること。」並びに「学校安全の推進に関すること。」を追加するほか、所要の規定の整理を行うものでございます。

なお、この改正につきましては、令和8年4月1日から施行したいと考えております。

よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、議案第26号「朝霞市学校運営協議会規則の一部を改正する規則」につきまして質疑をお願いします。

よろしいでしょうか。質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第26号を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎6 議案の審議 議案第27号 朝霞市立小、中学校職員服務規程の一部を改正する規則

○二見教育長

次に、議案第27号 朝霞市立小、中学校職員服務規程の一部を改正する規則を議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

議案第27号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、朝霞市立小、中学校職員服務規程の一部を改正するものでございます。

改正内容は、学校職員が、部分休業の請求に係る申出又は申出の内容の変更にあたり、第1号部分休業又は第2号部分休業のいずれの部分休業とするか部分休業申出書（様式第7号の4）により教育委員会に提出しなければならないこととしたものでございます。

また、第1号部分休業を請求する場合は第1号部分休業簿（様式第7号の4の2）を、第2号部分休業を請求する場合は第2号部分休業簿（様式第7号の4の3）により教育委員会に請求しなければならないこととしたものでございます。

なお、この改正につきましては、公布の日から施行したいと考えております。

よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、議案第27号「朝霞市立小、中学校職員服務規程の一部を改正する規則」につきまして質疑をお願いします。

よろしいでしょうか。質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第27号を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

（全員挙手）

挙手総員です。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎6 議案の審議 議案第28号 令和8年度朝霞市教育委員会重点施策について

○二見教育長

次に、議案第28号 令和8年度朝霞市教育委員会重点施策についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

議案第28号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、令和8年度朝霞市教育委員会重点施策について教育委員会の議決を求めるものでございます。

令和8年度より「豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育」を基本理念とする第3期朝霞市教育振興基本計画がスタートいたします。

朝霞市教育委員会では、この計画の実効性を一層高めるために、13の基本目標を編成し、それに位置づけられた施策に沿って教育行政を推進してまいります。

それでは、各目標の代表的な部分について、申し上げます。

1 持続可能な社会の創り手の育成

（2）いじめ・不登校対策の推進につきましては、引き続き定期的なアンケートの実施のほか、各小・中学校が定める「いじめ防止基本方針」にのっとり対応により、早期に組織で対応し、該当児童生徒や保護者の気持ちに寄り添った丁寧な聞き取り等を経て解決に至ることができるよ

う、学校を支援してまいります。

また、昨年の9月より、朝霞第六小学校に設置した「スペシャルサポートルーム」に支援員を2名配置いたしました。今後は市内全小学校へのスペシャルサポートルーム設置及び支援員の配置を目指してまいります。これにより、学校に行きづらい児童生徒に、教室以外にも学ぶ場や居場所を提供するとともに、保護者も含めた教育相談の場となるよう、進めてまいります。

さらに、(3) こどもの人権を尊重した教育の推進では、人権教育を推進していくとともに、子どもたち自身の人権を守るため、「教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会」を開催するほか、「朝霞市教職員による犯罪被害者支援補助金交付制度」も引き続き実施してまいります。

2 確かな学力と自立する力の育成

(1) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実につきましては、総合的な学習の時間を核とした「探究的な学び」を市内全校で推進してまいります。これは、地域総掛かりで子どもたちの学びを支えるための体制を整え、子どもたちが学びを生活や地域社会と結びつけ、主体的に学ぶ力を育むことを目的としております。市内3校を「探究的な学び推進協力校」に指定し、取組等を市内全校に共有してまいります。

(4) 教育DXの推進につきましては、AIオンラインドリル及び学習支援ソフト「ロイロノート」の効果的な活用を促し、児童生徒の学力向上や自立した学習者育成のための授業改善を進めてまいります。

3 多様なニーズに対応した教育の推進

(1) 共生社会を目指した支援・指導の充実につきましては、朝霞第五小学校・朝霞第七小学校に発達障害・情緒障害通級指導教室を、朝霞第十小学校に難聴・言語障害通級指導教室を新設し、よりきめ細やかな支援を図ってまいります。

4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

(1) 教職員の資質・能力の向上につきましては、各種研修会の充実を図るとともに、夏季休業期間を活用し、教育課題や教職員のニーズを踏まえた多種多様な内容による「あさか教師塾」を開催いたします。実践的な学びの機会を確保し、教職員の資質・能力の向上に向けた取組を推進してまいります。

5 学校施設の適切な維持・管理

(2) 長寿命化を見据えた学校施設の改修等の実施につきましては、学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の改修や改築を実施するとともに、引き続き朝霞第十小学校大規模改修工事を進めてまいります。

6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

(1) コミュニティ・スクールの推進につきましては、学校と地域が目標や課題を共有し、地域の教育力を生かしながら、子どもたちの学びや成長を支える体制となるよう、引き続き学校運営協議会の充実を図り、地域と連携・協働した学校づくりを進めてまいります。

7 生涯学習活動の推進

(1) 生涯学習推進体制の充実につきましては、第3次朝霞市生涯学習計画が令和8年度をもって計画期間を終了することから、今後の生涯学習の推進方策について検討し、ICTの効果的な活用により「いつでも」「どこでも」「誰でも」学べる生涯学習を推進してまいります。

(4) 放課後のこどもの居場所づくりにつきましては、プログラム提供型放課後子ども教室を拡充するとともに、居場所提供型放課後子ども教室については、放課後児童クラブとの一体型運営について検討を進めてまいります。

8 学びを支える環境の充実

(1) 学習活動の支援・充実につきましては、公民館主催事業の実施、公民館まつりの開催、図書館運営事業、博物館運営事業等を実施してまいります。

9 スポーツ・レクリエーション活動の推進

(1) 推進体制の充実につきましては、より多くの市民にイベント等に参加してもらえるよう、市民スポーツ大会やロードレース大会等を開催するとともに、スポーツ団体や大学、民間企業等と連携し、市民スポーツの推進を図ります。

10 利用しやすい施設の提供

朝霞中央公園陸上競技場の非常放送設備改修工事を実施するとともに、建物系公共施設マネジメント実施計画に基づき、朝霞中央公園野球場の劣化状況調査を実施し、引き続き、スポーツ施設整備・充実及び学校施設の開放を進めてまいります。

11 歴史や伝統の保護・活用

文化財の保護・活用等を進めてまいります。また、企画展の開催や調査報告書の刊行を通して、地域資料の専門的調査研究について、その成果を展示・公開してまいります。

12 芸術文化の振興

文化祭等を開催し、活動成果を発表する機会を提供するとともに、市民が気軽に芸術に触れ、交流できる事業を実施し、芸術文化活動の充実・支援を進めてまいります。

13 人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援

教育活動全体を通して、多様な人権問題に対応した教育を推進してまいります。

以上、令和8年度につきましても、第2期朝霞市教育振興基本計画の成果と課題に基づいた取組により、各事業を推進してまいります。

よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、議案第28号「令和8年度朝霞市教育委員会重点施策について」につきまして質疑をお願いします。

よろしいでしょうか。質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第28号を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎6 議案の審議 議案第29号 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本的な指針について

○二見教育長

次に、議案第29号 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本的な指針についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

議案第29号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本的な指針について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

本指針は、指針の基本理念、性暴力の定義、性暴力が発生したときの対応のフロー図、学校における対応、教育委員会における対応、朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会の役割等を定めております。

それでは、指針の内容について、御説明申し上げます。3ページをお開きください。

こちらでは、本指針を作成した経緯を説明しております。

令和3年に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が成立し、令和4年には文部科学省において、未然防止と事案への対応の仕方を具体的に示した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」が示されました。こうした中で、令和5年10月に、本市に勤務する教職員がわいせつ行為により逮捕されるという事件が発生いたしました。教育に携わる立場を悪用した極めて重大で許しがたい行為であり、児童生徒や保護者、地域の皆様の学校に対する信頼を大きく損なう結果となりました。事件を受け、本市では、被害児童生徒の保護・心のケア、保護者への説明、関係機関との連携、そして再発防止に向けた取組と全教職員に向けた研修等を行ってまいりました。

その過程も踏まえまして、今回、教育委員会として、二度と学校で性暴力を起こさせないという明確な対応姿勢と、制度としての再発防止策を整備したものが、本指針でございます。

続いて、4ページを御覧ください。

本指針の基本理念を示しております。本指針では、教職員による性暴力は、児童生徒の尊厳と人権を踏みにじる許されざる行為であるという立場を明確にしています。「子どもの権利条約」にある「子どもの最善の利益」を常に最優先に据えるという理念を掲げ、性暴力等の防止、被害を受けた児童生徒の保護、性暴力を起こした者への厳正な措置、関係機関との連携などを定めております。

次に、5ページ、6ページ、7ページを御覧ください。ここでは、性暴力の定義をしております。「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」にも規定されている性暴力について、

- ・性交やそれに類する行為
- ・わいせつ行為
- ・盗撮や「自撮り要求」などの強要
- ・身体接触により羞恥心や不安を与える行為
- ・性的な言動、いわゆる悪質なセクシュアルハラスメント

などの行為が該当する旨を定義しております。

続いて、８ページ、９ページを御覧ください。

こちらでは、性暴力等が発生した際の対応を、フロー図にまとめております。８ページでは、事案が発生した際の学校の対応について、事実確認や把握、被害児童生徒の保護や支援、警察等への関係機関との連携、教育委員会への報告・連携、朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会への報告・指導助言などが示されております。

９ページでは、学校の対応を時系列にして示しております。

次に、１０ページから２２ページまでが、学校における対応を示しております。

まず、未然防止と早期発見のために実施すべきことを掲げております。教職員への研修を行うこと、学校施設の定期的な点検や見回り、指導に係るリスク要素、児童生徒からの声を取り上げる仕組み、管理職を中心とした意見を見逃さない組織体制づくりについて、まとめております。

教職員の研修については、「埼玉県不祥事防止研修プログラム」を活用することを示すとともに、教職員の指導に係る不祥事発生リスク要素を排除するために、SNS等での私的なやりとりの禁止や私物のスマートフォンの教室への持ち込み禁止を徹底するなど、教職員の未然防止に係る意識向上に向けた取組を記載しております。

１４ページからは、相談を受けた際の対応について、基本的な考え方、相談内容の確認、警察へ通報する判断、ヒアリングの方法、被害児童生徒や保護者への保護・支援、周囲の児童生徒への対応、校内の教職員との情報共有の仕方、教職員等が逮捕された場合の対応、臨時保護者会の開催などについて、留意すべきポイントを示しております。

特に被害を受けた児童生徒からのヒアリングについては、心理的安全性の確保について十分な配慮ができるよう、聞き取りの仕方について詳細に記載するとともに、ヒアリングをするときの座席のレイアウトなども示し、被害児童生徒に寄り添った対応ができるように記載をしております。

次に、２３ページからは教育委員会における対応をまとめております。こちらでは、未然防止・早期発見のために実施すべきこと、学校から被害の報告が入ったときの対応、さらには朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会と連携した未然防止に向けた取組について示しております。事案が発生した際、警察等の関係機関との連携など、学校への支援を適切に行うように記載をしております。

続いて、２７ページには、朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会について、教育委員会への指導・助言などを行うといった協議会の役割について規定しております。

28ページ以降は、その他としておりますが、(ア)では、体罰も性暴力と同様に子どもの人権を尊重して未然防止に取り組んでいくことを示しております。

また、その下記には参考文献を示しております。

29ページから32ページは、被害を受けた児童生徒からヒアリングを行う際の聞き取りシートを示しております。学校の教職員が被害児童生徒から話を聞く際、何回も繰り返し聞き取ることによって、心理的負担を増やさないために、このシートを活用するよう用意したものです。合わせて、学校内や教育委員会との情報共有を図るために、報告シートも併せて作成いたしました。

33ページには、説明の冒頭でも申し上げました、「子どもの権利条約」について、資料として添付しております。

令和8年度から本指針を施行した上で、各学校にて性暴力等の未然防止に係る研修を実施していく予定でございます。

以上、よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、議案第29号「朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」につきまして質疑をお願いします。森島委員。

○森島委員

23ページの相談窓口の設置というところで、第三者機関などで匿名での通報が可能な体制を整える必要があると書かれているのですけれども、そういったことを踏まえて、今後相談窓口を設置していく方向で考えているということでしょうか。

○二見教育長

教育指導課長補佐。

○説明員・蛭原教育指導課長補佐

はい。今後働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○二見教育長

森島委員。

○森島委員

ありがとうございます。これから考えて動いていくということで、これは指針ということでしょうか。

○二見教育長

教育指導課長補佐。

○説明員・蛭原教育指導課長補佐

はい。今後動いてまいりたいと考えております。

○森島委員

ありがとうございます。

○二見教育長

ほかにございますか。高橋委員。

○高橋委員

はい。こちらを見せていただいて、性暴力にあった子どもに対する対処としてはもうほぼ穴がないような形になっているのではないかなと思うのですが、これは子ども側から嘘の申告があったときに、先生を守る手段、確認する手段はきちりあるのでしょうか。これだと対応が早すぎて、先生に対し虚偽の申告があったときに、名誉毀損ではないですけど、周りに対する信用がかなり失われて、その後、子どもが嘘ついてましたとは公表ができないと思うのですが、その際にちゃんとした確認をするような手段はあるのでしょうか。

○二見教育長

教育管理課長。

○説明員・横瀬教育管理課長

はい。当然子どもたちが場合によってはいたずらや悪ふざけ等で、そういった教員を誹謗中傷するような内容を相談してくる場合もあるのかというふうに想定してます。そういったところもまずは子どもの訴えと話を丁寧に聞く中で、常に相談体制の中でも複数で聞き取りを行っていきますので、その真偽というところは確実に把握した上で対応をとっていきますので、内容としてこのような流れになっていきますけれども、時間をかけて丁寧にしっかりとなおかつスピーディーにというところを正確にやっていくことが大切だと思っています。そういった視点を持つことが大切と思っていますので、子どもの話は丁寧に聞く、そしてその状況だったり把握というのはいろんな専門の方たちの意見等を聞きながら、真偽の方を確かめていきたいと思っています。

○高橋委員

ありがとうございます。その子が普段そういう嘘をつく子だからといって、そういう申告をしたら、それが嘘というわけではないとここにも書いてありますが、それはもちろんだと思うのですが、全体を見て、先生の今までの状況を全部見て、先生にも例えば生徒の関わりでこういうふうな疑いを持たれやすいなと思うけど、仲のいい先生というのはそういうところがあるじゃないですか。そういうことまで一通り見て確認をどんどんとっていただいて、疑わしく思われるようなことはやらない方がいいんですが、先生が活動としてやりづらくならないような形でお願いしたいなと思ってます。お願いいたします。

○二見教育長

ほかにございますか。平木職務代理者。

○平木教育長職務代理者

29ページから32ページまで聞き取りシートというものがあるのですが、こちらにはかなり個人情報載ってくると思うんですが、この取り扱いはどのようになりますでしょうか。

○二見教育長

教育管理課長。

○説明員・横瀬教育管理課長

はい。取り扱いというのは、これを扱う者、教員や職員側の話でしょうか。それとも保管の話でしょうか。

○平木教育長職務代理者

聞き取りをするのもそうなんですけれども、保管方法とか、個人情報がかかり載ってると思うので、ヒアリングされる方もやっぱり不安な部分があると思うんですね。こういった書面に残るということで、これがきちんと、ほかにわからないように保管されるかとか、そういったことを伺いたいです。

○二見教育長

教育管理課長。

○説明員・横瀬教育管理課長

はい。こちらの聞き取りは、まずその事案が発生した場合に、それがどこの窓口に入るかということも当然重要かと思いますが、基本的にはその当該校の管理職のところからまず入ります。その管理職指示の中で、当然子どもたちのプライバシー、この子どもたちの人権に配慮された形での人選が行われて、その人選の中で、限られた者の中でまずは状況を把握していくというような形になりますので、この状況、先ほど高橋委員からの御指摘もありましたが、そういった内容が確認されるまでは、最小限の中でなおかつMax対応でということを守りながら、それこそ児童相談所であったりとか、庁内の機関であったりとかということと連携を取りながら、この扱いについては慎重に行っていきたいというふうに捉えております。

○二見教育長

よろしいでしょうか。ほかにございますか。上野委員。

○上野委員

要望になるのですけれども、今回の指針の周知について継続的に行っていただきたいと思えます。お願いいたします。

○二見教育長

ほかにございますか。森島委員。

○森島委員

はい。この指針を見て、対応の仕方などが見やすく書かれていて、わかりやすいかなと思うんですけれども、この事件が起きる前のヒヤリハットがやはりすごく大事なのかなと思って、そのヒヤリーつ、本当はそのヒヤリーつに至るまでに、正確な数を忘れてしまったのですけれど、20だか40の本当は危険なことが潜んでいるとよくいわれているので、事故が起きたときの対応も大事なのですけれど、その前にも学校内でのヒヤリの数がいっぱい上がってくるような学校の運営にしていただけたらいいのかなと思います。よろしく申し上げます。

○二見教育長

よろしいでしょうか。ほかにございますか。質疑がなければ、質疑を終結します。

これより採決いたします。

議案第29号を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎6 議案の審議 議案第30号 朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

○二見教育長

次に、議案第30号 朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則を議題といたします。
提案理由の説明をお願いいたします。学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

議案第30号につきまして御説明いたします。

改正の内容といたしましては、学校給食費の抜本的な負担軽減により、令和8年4月1日から、小学校の給食費については、国と県から支援される月額5,200円を現行の月額6,000円から差し引いた、800円を保護者負担とするものです。

また、中学校の給食費については、国からの支援が令和9年度以降となり、令和8年度においては、小学校の保護者負担額との間に大きな差が生じることから、国の交付金を活用し現在の月額6,800円の半額にあたる3,400円を支援し、3,400円を保護者負担とするものです。

これに加え、令和8年4月から小学校1年生のならし給食の開始日を1週間前倒したことに伴い、小学校1年生の4月分の月額を1,860円から3,630円とするものです。

よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、議案第30号「朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則」につきまして質疑をお願いします。

よろしいでしょうか。質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第30号を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎6 議案の審議 議案第31号 第4次朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動推進計画の決定について

○二見教育長

次に、議案第31号第4次朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動推進計画の決定についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

生涯学習部次長。

○説明員・堀川生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長

議案第31号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、第4次朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動推進計画について教育委員会の議決を求めるものでございます。

現行の第3次朝霞市立図書館サービス基本計画及び第3次朝霞市子ども読書活動推進計画が、令和7年度で最終年度を迎えることを機に、両計画を整理して一本化し、令和8年度から同12年度までの新たな計画として策定するものでございます。

第4次朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動推進計画は、現行の両計画を踏まえ、時代の変化にあったより良い図書館サービスを実施していくことが重要であると考え、来館者アンケートや市民モニターによるアンケート等から課題を抽出し、朝霞市立図書館協議会で協議を重ねてきたものでございます。

策定までの流れにつきましては、令和6年2月から令和8年11月までの間、6回の同協議会で利用者へのアンケート案や計画案の検討をして参りました。その上で、令和8年1月から2月に市民コメントを実施し、2月24日に開催した図書館協議会に議案を提出し、承認をいただいたものでございます。

よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案につきまして質疑をお願いします。

私からよろしいでしょうか。22ページの中学生高校生の読書が好きという数が39.6%、高校生36.1%で前回6割程度が好きといったものが大きく減少してますが、この辺の原因についてどう分析しています。図書館長。

○増田図書館長

はい。こちらについては、スマートフォンやインターネットの普及等、そういったものに、子どもに限らず、とられる時間が増えてきていることが大きな要因の一つになっているとの分析しております。

その中で、インターネットは社会全体で定着してきておりますので、そこを踏まえた上でいかに紙の本、読書が大切かということを知らせるかということで考えております。電子図書館の方も令和3年度から開始しておりますので、紙の本と電子図書館の方が住み分け、普及できるようにということで、計画の方を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○二見教育長

紙の本を開く、そういう機会を増やしていくという、具体的な方策を市として考えてもらえるのですか。図書館長。

○増田図書館長

はい。市内の各公立学校、所管の各図書館があるんですけども、今以上にそちらの連携、図書館司書の専門性などの連携を強めていくことが必要だと考えております。あとは本のやりとりも、物流の関係も出てきてしまうんですけども、うまい仕組みで、図書館の本を学校の方でも

利用できるような、そういった形を進めていければと考えております。

○二見教育長

ありがとうございます。

ほかにございますか。質疑がなければ、質疑を終結します。これより採決いたします。

議案第31号を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎7 その他

○二見教育長

次に、その他に入ります。

「朝霞市民スポーツ大会」につきまして、説明をお願いします。生涯学習部次長。

○説明員・堀川生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長

朝霞市民スポーツ大会について御説明を申し上げます。

本年度の朝霞市民スポーツ大会は70回の節目の開催となり、参加者は11地区の自治会町内会のほか、一般の参加者も含め約5,200人と盛況に開催されましたが、現状の課題で挙げましたとおり、開催方法について検討するべき事柄がございますので、今後、スポーツ大会の実行委員会において説明をさせていただきたいと思っております。

まずは、課題の1として、自治会町内会の参加数の減少が挙げられます。

以前は自治会町内会の参加が20地区を超えていましたが、現在は10地区前後と減少するとともに、自治会町内会内においても参加者を募るのに苦慮している状況が続いております。

課題の2として、雨天中止時の予算執行ですが、市民スポーツ大会が雨天中止となった場合でも、準備に関わる経費が8割程度執行されてしまう状況にあり、以前は雨天の場合、翌日に順延としておりましたが、自治会町内会の参加者の減少に伴い、雨天中止とした経緯がございます。

課題の3として、他自治体の実施状況でございますが、他の自治体においては、自治会町内会の地区対抗型ではなく、市民参加型で各種スポーツの体験ができるようなスポーツフェスティバル形式への切り替えが進んでおります。

課題の4として、令和7年度スポーツに関するアンケートの調査結果でございますが、令和3年～令和12年が計画期間である、朝霞市スポーツ推進計画の中間評価を行うため、令和7年度に市民アンケートを行いました。市のスポーツ事業である、市民スポーツ大会・ロードレース大会・市民スポーツ教室に参加したことはありますか。という問いに対し82.2%の方が「参加したことはない」と回答がございました。

同計画では、「20歳以上の市民のうち、60%が週1回以上スポーツを行う」ことを目標としており、市民がスポーツへの関心を高め、参加しやすい機会の充実が求められております。

このことから、開催方法の例としまして、自治会町内会の参加を残しつつ、「雨天時も開催が可

能な総合体育館を含めたスポーツフェスティバル形式」などについて検討してまいりたく存じます。

別紙にありますのは、総合体育館、陸上競技場、野球場を会場としての新しいスポーツ大会のイメージでございますが、併せて本資料を提案させていただき、実行委員会で検討を進めてまいります。報告は以上です。

○二見教育長

ただいまの件について御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、非公開とされました案件以外で、事務局又は委員の皆様から何かございますか。

平木職務代理者。

○平木教育長職務代理者

2月6日に新橋カンファレンスセンターで行われました令和7年度市町村教育委員会研究協議会に出席いたしました。本日委員の皆様には、資料配布していただきましたので、お時間があるときに確認していただければと思います。ここで少し報告をさせていただきます。

当日はテーマ「部活動改革と地域スポーツ環境の整備～今後の方向性等～」とテーマ、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた事業改善について」の二つの分科会に参加いたしました。

部活動のテーマについては、皆さん関心も高いようで、多くの方の参加がありました。

その部活動の分科会では、同じ県内で少子化の進展もあまりなく、部活動も多く、地域展開に対するハードルが高いという市では、現在の部活動を維持しつつ、休日の部活動について地域と連携しながら、教職員の負担が軽減されるような取組を模索しているということで、朝霞市と似たような状況だと思いますが、こちらの市では、部活動の外部指導者として、市役所でスポーツ枠で採用されている方に、勤務時間内で指導をしていただいているという例があるそうです。新たな視点での取組だと感じました。

一方、急激な少子化により部活動が成り立たなくなっているところでは、令和8年、準備が整った種目・活動から地域クラブによる活動を展開していくとのことですが、令和7年度に実証的モデル事業を実施してきたそうです。

既存の部活動にある種目のほか、部活動にない種目として、3×3、K-POPダンス、宇宙科学、ウェブ開発、ゴルフ、国際観光部、和太鼓などを実施したそうです。

部活動にない種目活動の可能性を探ることができたとのことですが、保護者の送迎や会場・指導者確保、受益者負担などの課題が見られたそうです。

またこれらに参加せずにゲームなどで遊んでいる生徒を多く見かけるようになり、新たな課題が出てきたそうです。

また都内の学校では1校のみですが、eスポーツを取り入れるために予算計上したというお話もありました。

これらのお話から、子どもたちが学びたいものを増やしていくことや、行き場のない子どもたちが出ないようにするための対策などの課題も出てきているようです。

全体としては、移動の問題や予算についての心配などがありました。

予算についての質問については、来年度からの補助金として、市町村として3分の1の負担はありますが、今後予算が減ることはないとのお答えがありました。

一方、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善についての分科会では、グループの中では、学力向上のために、朝学習や地域の方の協力による事業やふるさと教育・教師塾などをそれぞれ行っているが、主体的・対話的で深い学びを推進していくためには、わかる授業であることや、魅力ある教師であるための教員の学びの場の提供とともに、教員同士の交流が大切なのではとの意見がありました。

また、文科省による「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」のためのサポートマガジン「みるみる」には、授業づくりの考え方や、実践編として具体的な取組が紹介されていますので、教員の授業改善の参考になるのではと思いました。

簡単ではありますが報告とさせていただきます。以上です。

○二見教育長

ありがとうございました。

ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。それでは、その他を終了します。

この際、暫時休憩といたします。これからの会議を非公開といたします。関係説明員以外の方の退席を求めます。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項ただし書の規定により非公開】

◎5 教育長の報告 ①専決処理について（朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて）

②いじめに関する調査結果について

◎6 議案の審議 議案第22号 朝霞市教育委員会職員の人事について

議案第24号 学校運営協議会委員の解任及び任命について

議案第25号 朝霞市小、中学校事務の共同実施に係る代表者等の指名について

◎8 閉会宣言

○二見教育長

ここで、会議の非公開を解きます。

以上で、本日の議事は全て終わりました。

これをもちまして、令和8年第3回朝霞市教育委員会定例会を終わります。

本日はお疲れ様でございました。